

農業技能実習評価試験の実施状況

令和2年1月30日

一般社団法人 全国農業会議所
農業技能実習評価試験事務局

1. 平成24～31年度試験実績

試験実績		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (令和元年度)
初級	受験者数	7,179	7,368	8,122	8,995	10,282	11,730	11,706	11,246
	最終合格者数	7,061	7,097	7,726	8,412	9,645	11,131	10,942	11,035
中級	受験者数	2	9	15	1	13	24	55	46
	最終合格者数	2	8	8	0	12	12	3	9
専門級	受験者数	9	6	6	34	146	2,262	7,127	6,791
	最終合格者数	9	6	6	11	116	1,593	6,220	6,365
上級	受験者数	－	－	－	－	－	－	－	65
	最終合格者数	－	－	－	－	－	－	－	40

注：平成31年度（令和元年度）は、12月末時点

2. 平成24～31年度 試験申請監理団体数および試験申請実習実施者数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
監理団体数	484	508	527	554	621	691	757
実習実施者数	3,832	3,983	4,231	4,506	5,064	6,017	7,392

3. 平成30年度 受験者の都道府県別・作業別人数 上位10道県

【初 級】

(単位：人)

	施設	キノコ	畑作	落葉果	常緑果	養豚	養鶏	酪農	合計
1 茨 城	<u>909</u>	9	<u>1, 113</u>	0	0	<u>98</u>	<u>73</u>	43	2, 245
2 熊 本	886	1	163	0	<u>23</u>	17	14	55	1, 159
3 北海道	199	59	79	<u>10</u>	0	26	21	<u>518</u>	912
4 千 葉	279	20	355	2	0	81	47	98	882
5 愛 知	504	0	49	0	1	17	39	58	668
6 長 野	29	<u>180</u>	300	2	0	0	4	26	541
7 群 馬	42	2	333	0	0	21	32	38	468
8 鹿児島	44	5	315	2	2	37	38	18	461
9 福 岡	288	12	93	5	0	7	21	21	447
10 香 川	27	29	205	1	2	7	36	5	312
全国合計	4, 470	703	4, 132	45	80	483	688	1, 105	11, 706

注：下線は、作業ごとの最上位数

【専門級】

(単位：人)

	施設	キノコ	畑作	落葉果	常緑果	養豚	養鶏	酪農	合計
1 茨 城	576	12	606	0	0	65	56	42	1, 357
2 熊 本	494	2	132	0	27	9	0	30	694
3 北海道	128	88	23	1	0	6	8	350	604
4 千 葉	182	26	139	0	0	46	32	44	469
5 福 岡	230	49	68	0	0	3	12	18	380
6 愛 知	214	3	23	0	1	8	21	49	319
7 鹿児島	49	1	172	0	0	18	33	3	277
8 群 馬	31	6	127	0	0	14	37	22	237
9 香 川	22	5	147	0	7	2	34	3	220
10 長 野	29	78	81	0	0	1	3	18	210

全国合計	2, 694	607	2, 198	10	62	282	520	754	7, 127
------	--------	-----	--------	----	----	-----	-----	-----	--------

4. 平成30年度 受験者の国別・作業別人数 上位5国

【初 級】

(単位：人)

	施設	キノコ	畑作	落葉果	常緑果	養豚	養鶏	酪農	合計
1 ベトナム	<u>1, 641</u>	<u>358</u>	<u>1, 352</u>	<u>25</u>	<u>64</u>	<u>228</u>	<u>300</u>	<u>528</u>	4, 496
2 中国	1, 458	190	1, 209	13	5	81	115	224	3, 295
3 フィリピン	552	41	300	2	11	51	83	198	1, 238
4 インドネシア	275	59	566	2	0	70	105	61	1, 138
5 カンボジア	254	39	293	1	0	9	19	30	645
全国合計	4, 470	703	4, 132	45	80	483	688	1, 105	11, 706

【専門級】

(単位：人)

	施設	キノコ	畑作	落葉果	常緑果	養豚	養鶏	酪農	合計
1 ベトナム	955	362	670	6	29	113	233	326	2, 694
2 中国	720	135	511	2	4	43	92	186	1, 693
3 フィリピン	406	61	265	0	20	43	56	130	981
4 インドネシア	225	25	261	2	0	45	81	50	689
5 カンボジア	210	20	256	0	2	23	15	22	548

全国合計	2, 694	607	2, 198	10	62	282	520	754	7, 127
------	--------	-----	--------	----	----	-----	-----	-----	--------

技能実習制度にかかる運用にあたっての課題
(アンケート結果より)

令和元年 1 月 30 日

JA 全中 営農・くらし支援部
営農担い手支援課

1. 事務負担関係

- ・事務負担が大きい。特に、新制度になってから手続・事務量が増えている
- ・事務等が非常に煩雑で収支があわず、JA が監理団体から手を引きたい意向が増えているが、農家からのニーズ高く継続せざるを得ない。
- ・JA が監理団体の場合の業務負担、監理団体が他団体の場合の監理費の負担が大きい。
- ・実習計画の認定に時間を要する。また、入国後の国内講習の実施に多額の費用と時間がかかっている。

2. 制度関係

- ・冬期間の実習場所の確保。
- ・冬場の降雪などを考慮すれば、①実習期間中の一時帰国、②閑散期に他の実習先での実習、等が認められる必要がある。
- ・必須、周辺、関連作業の実習時間の柔軟化。
(6 次化の進展、農作業の共同利用施設へのアウトソーシング、などの実態をふまえる必要)
- ・年金にかかる実習生負担分の還付額の見直し、企業負担分の還付制度の新設。

3. 監理団体・送り出し機関関係

- ・信頼できる監理団体かどうか情報が少ない、優良な監理団体の選定ポイントが知りたい。
- ・民間監理団体、送り出し機関の情報不足
- ・優良な送出機関とつながっている監理団体の選定。
- ・優良な送出機関のリストの提供

4. 失踪対策関係

- ・実習生の失踪、不法就労の防止対策。農家、技能実習生の両方に教育、サポートが必要。
- ・関係省庁が縦割りで、民間の監理団体を利用する農家の状況が把握されておらず、失踪、不法就労の防止などの対策が十分に行われていない。

5. JA 運用関係

- ・農協請負方式の活用
(特定技能制度を見据え JA が技能実習を受入れ、農作業請負する形態が増えつつある)

以上



国際植物防疫年

2020

2020年は、国連で定められた「国際植物防疫年2020」です！
この機会に、植物防疫の重要性について広めましょう！

食料の
20~40%が
損失

植物病虫害のまん延による被害

世界の食料の80%は植物由来、
うち20~40%が植物病虫害により損失

1845年、アイルランドでジャガイモ疫病が流行
100万人以上が餓死

侵入すると
防除に多大
な費用

防除にかかるコストと近年のリスク増大

1972年、日本の南西諸島でウリミバエの防除を開始
204億円の費用を投じて根絶

国際貿易や旅行者の増加、気候変動により
植物病虫害の侵入リスクが増大

どうやって
防ぐ？

一人一人ができること

海外からのお土産やネットショッピングには注意！
果物や野菜の多くは輸入禁止品



身近な人に植物防疫の重要性を伝えて、
日本の農業と緑を守ろう！

詳しくは

国際植物防疫年

検索



国際植物防疫年2020オフィシャルサポーター制度について

農林水産省植物防疫課

1. 目的

- 農林水産省と企業、団体、研究機関等の多様な関係者が協力して、**植物防疫の重要性を周知、再認識**する。

2. 内容

- オフィシャルサポーターは次のいずれかの取組を実施
 - (1) 企業等の**ホームページ、SNS、広報誌、ポスター**等への情報掲載
 - (2) 植物防疫に関する**広報資料の配布・掲示、アナウンス**等
 - (3) **イベント、セミナー、学会、講座、研修**等での紹介
 - (4) その他、植物病虫害の侵入・まん延を防止することの重要性を周知する活動
- 農林水産省は、**オフィシャルサポーターを認定**。
- オフィシャルサポーターが実施した取組を**農林水産省ホームページ**等で紹介。

オフィシャルサポーター制度について

3. オフィシャルサポーターのメリット (背景)

- 世界の**食料の80%**は植物由来、うち20～40%が病虫害による被害。
- 植物防疫は国連の**持続可能な開発目標（SDGs）**の達成に貢献。
- **日本の農業と緑を守るため**にも植物防疫は重要。

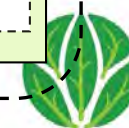
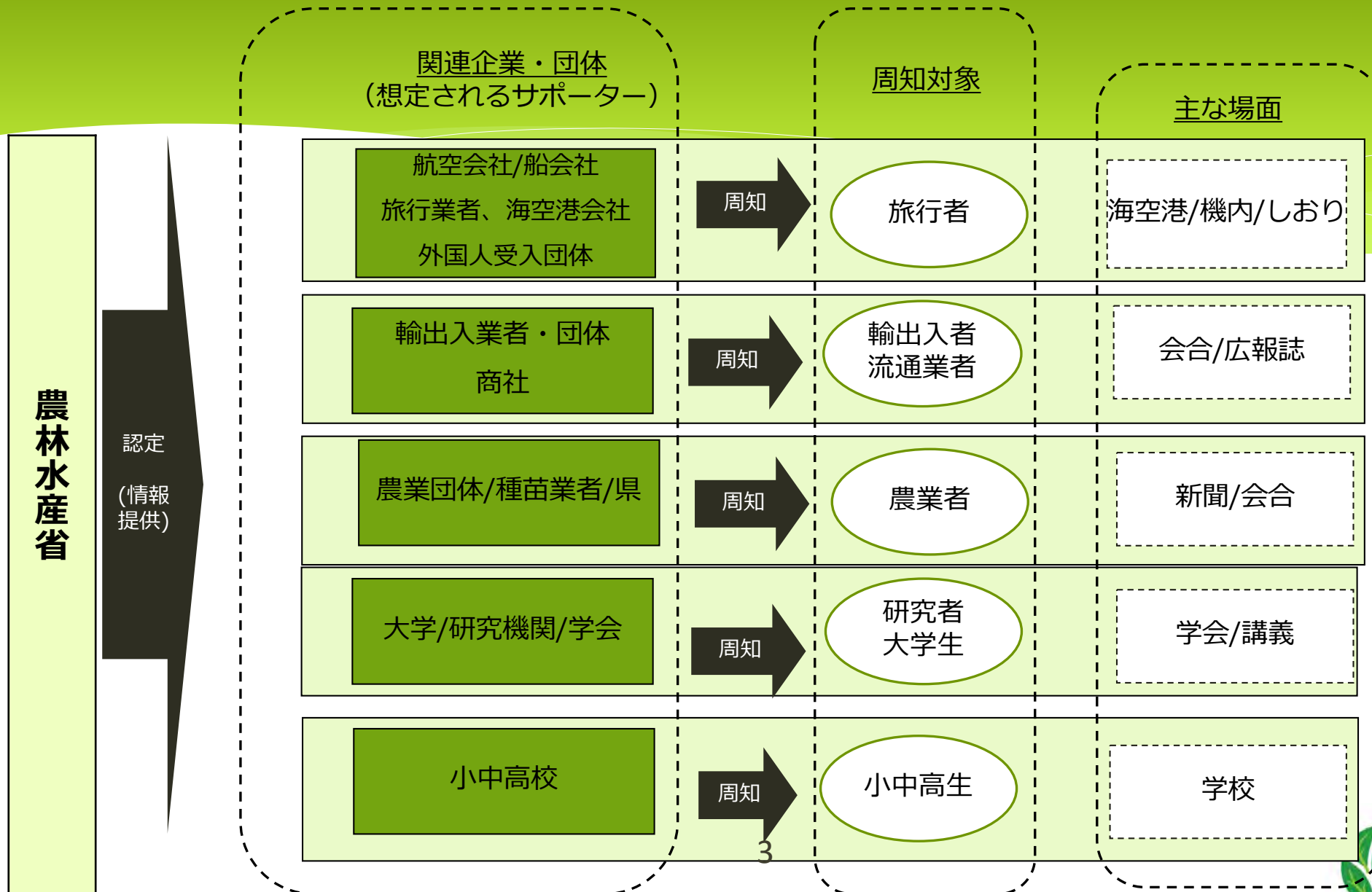


(想定されるメリット)

- 国際的な目標や国の重要課題に対応する**社会貢献**
- 植物検疫制度の**法令順守**（コンプライアンス）、企業の**社会的責任**
- 企業・組織の**活動のP R**



オフィシャルサポーター制度のイメージ図



(旅行関係)

<周知対象> 旅行者

<周知内容の例>

- * 植物を持ち込む場合は**申告が必要**
- * **海外からの持ち込み禁止植物**があること（東南アジアのマンゴーなど）
- * 持ち込み可能な植物であっても**植物検疫証明書を添付**する必要があること
- * **国内でも持ち込み規制植物**があること（沖縄県からのサツマイモなど）
- * **海外への植物の持ち込み**も注意が必要（外国も病害虫の侵入を警戒）

<想定される周知方法>

- * 航空機内アナウンスでの注意喚起
- * 旅行客への広報資料の配布・掲示
- * 旅行のしおり、旅行サイトでお知らせ
- * 企業等における**職員の研修**
- * 旅行展示会での紹介
- * 外国人技能実習生への研修・注意喚起

(貿易関係)

＜周知対象＞ 輸出入者、流通業者

＜周知内容の例＞

- * 輸入される植物は、国際条約に沿った**植物検疫証明書の添付**や**輸入検査**が必要
- * **木材こん包材（木材パレットなど）**は国際基準に沿った**消毒処理・処理マーク**が必要
- * **植物以外の輸入貨物（海上コンテナ貨物など）**でも、**輸入禁止品の土や害虫**に注意
- * 輸出される植物は、**輸出相手国の要求事項に沿った検疫**が必要（問合せ先は植物防疫所）

＜想定される周知方法＞

- * **企業・団体ホームページへの掲載**
- * **団体会合や会員誌での情報提供**
- * **職員向け研修・セミナー**
- * **広報資料の配布**

(農業関係)

<周知対象> 農業者

<周知内容の例>

- * インターネット等で個人輸入する際も、**輸入が禁止・規制されている植物**がある
- * **見慣れない害虫や被害**を発見したら都道府県等に**早急に報告**する
- * 国内の一部に重要病害虫が発生している場合、**植物の移動規制・廃棄**が必要になる場合
- * 植物を輸出する場合も、**輸出相手国の要求事項に沿った検疫**が必要
- * 病害フリーの**健全な種苗の生産・流通**の重要性
- * **発生予察情報**に基づく適切な防除や環境負荷を軽減した**総合的病害虫防除（IPM）**の重要性
- * **外国人技能実習生（農業関係）**への禁止品持ち込みに関する注意喚起・研修

<想定される周知方法>

- * 普及だより、チラシ、**SNS**などによる農家への情報提供
- * **企業・団体ホームページ**での情報提供
- * 農家や技能実習生向けの**セミナー・研修会**
- * **農業展示会**での紹介
- * **オープンフィールド**（ほ場開放イベント）での紹介



(研究関係)

＜周知対象＞ 研究者・大学生

＜周知内容の例＞

- * 植物防疫分野の**研究の重要性**
- * **研究協力**の重要性（国内・国際）
- * 研究材料として**植物や土を輸入**する際にも規制がある

＜想定される周知方法＞

- * **学会（国内・国際）**での紹介（ポスター、口頭発表、イベントなど）
- * **学生向けの講座・セミナー**
- * 大学・研究機関の**ホームページ**での情報提供
- * **広報誌**での情報提供

(小中高生)

＜周知対象＞ 小中高生

＜周知内容の例＞

- * 植物の**病害虫の恐ろしさ**
- * 教育的観点からの**植物防疫の重要性**
- * **海外からの持ち込み禁止植物**があること（海外旅行、ネットショッピング）
- * 日本の農業と緑を守る**植物防疫官の存在**

＜想定される周知方法＞

- * **植物防疫官による出張講座**
- * **学校便り**で情報提供
- * 分かり易い**広報資料の配布**

(案)

事 務 連 絡
令和 2 年 月 日

公益社団法人日本農業法人協会常務理事
全国農業協同組合中央会営農・くらし支援部長
全国農業会議所専務理事

} 殿

農林水産省経営局就農・女性課長

農業関係技能実習に係る優良事例に関する報告について

平成 30 年 12 月 26 日に開催した「第 2 回農業技能実習事業協議会」において、決定された「農業関係の技能実習をより適正に実施するための取組の確認」（平成 30 年 12 月 26 日付け農業技能実習事業協議会決定第 3 号）に基づき、農業関係技能実習の優良事例を農業技能実習事業協議会に情報共有いただき、平成 31 年 3 月に優良事例集を公表したところですが、今般、その優良事例集の更新を行いと考えております。

ついては、下記のとおり農林水産省経営局就農・女性課への速やかな情報提供に御協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 留意事項

各団体 5 事例程度の提出をお願いいたします。なお、平成 31 年 3 月に公表した優良事例集に記載のない地域にて、業種・受入外国人材の事例を幅広く収集するようご配慮ください。

2 提出方法・提出期限

別添の報告様式に必要事項を記載の上、下記の 4 名あてに、令和 2 年 2 月 28 日（金）までに、メールにて御提出いただきますようよろしくお願いいたします。

（本件連絡、御提出先）

農林水産省経営局就農・女性課 高嶋、三橋、四季、田中

Tel：03-6744-2159（直通）

E-mail：masayuki_takashim930@maff.go.jp

kouichi_mihashi140@maff.go.jp

takuma_shiki720@maff.go.jp

hideo_tanaka420@maff.go.jp

情報提供日:令和 年 月 日

組織名:

優良事例の概要
監理団体の名称:
監理団体の所在地:
実習実施機者の名称:
実習実施機者の所在地:
実習実施者の経営体情報:
実習実施者の技能実習生受入れ状況: 技能実習生の人数、国籍、在留資格(職種・作業)
取組のポイント:
取組の内容
【取り組むに至った経緯】 (取り組むに至ったきっかけ、時期等を記入する。)
【取組の内容】 (具体の取組内容、取り組む際に生じた課題と対応方法、キャリアアップについて等を記入する。)
【取組の効果】 (取り組むことによって生じた変化、与えられた影響を記入する。)
※必要に応じて写真を添付

農業技能実習事業協議会決定第 3 号

平成 30 年 12 月 26 日

農業関係の技能実習をより適正に実施するための取組の確認

農業関係技能実習においては、他業種と比較して失踪、不正行為が多い実態が生じている。このため、農業技能実習事業協議会（以下「事業協議会」）は、農業関係の技能実習をより適正に実施するため、次の取組を行う。

第 1 優良事例の収集及び横展開

1. 本協議会の構成員である（公社）日本農業法人協会（以下「法人協会」、全国農業協同組合中央会（以下「全中」）及び（一社）全国農業会議所（以下「会議所」）は、自ら又は農協が行う監理事業や相談対応等を通じて得た農業関係技能実習における現場の優良な取組を収集し、事業協議会に情報共有を行うものとする。
2. 事業協議会の構成員のうち監理団体・実習実施者の関係者は、情報共有のあった優良事例について、傘下の会員等に情報を共有する。また、農林水産省経営局就農・女性課（以下「就農・女性課」）は、こうした優良な取組が広く現場で実践されるよう、ホームページに掲載する等により現場へ周知するとともに、海外発信を行う。

第 2 農業関係技能実習に係る不正行為等の情報共有と対応

1. 本協議会の構成員のうち、法人協会、全中においては、自ら又は農協が監理事業を行う農業関係技能実習について、過去 1 年間の間に技能実習生の失踪・行方不明者が発生していないか確認し、発生していた場合は、その人数及び動機について可能な範囲で把握し、毎年 4 月末までに就農・女性課に情報提供を行う。
2. 法人協会、全中及び本協議会の構成員で技能実習の相談対応等を行う会議所は、失踪、不正行為、実習実施者又は技能実習生の不祥事を把握した際には、速やかに外国人技能実習機構や警察等への必要な手続等を行うとともに、就農・女性課に事案の発生日時、その内容、事案が発生した際の給与水準や就業状況等の情報を連絡する。